

別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現今の物価高騰の折、省エネ性能の高い家電製品への買い替えを支援することにより、市民のエネルギー費用負担を軽減するとともに温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、別府市省エネルギー家電購入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和5年7月1日から同年12月28日までの間に次に掲げる製品（以下「補助対象製品」という。）を市内の店舗（市内に本社・本店を置くものに限る。）から購入する事業とする。

- (1) 家庭用エアコンディショナー（日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のものに限る。以下「エアコン」という。）
- (2) 家庭用冷蔵庫（日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のものに限る。以下「冷蔵庫」という。）
- (3) ジャー炊飯器（日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のものに限る。以下同じ。）
- (4) 電子レンジ（日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のものに限る。以下同じ。）
- (5) テレビジョン受信機（日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のものに限る。以下「テレビ」という。）
- (6) LED照明器具（LED電球を含み、光源に発光ダイオードを使用したものに限る。以下同じ。）

2 補助事業で購入する補助対象製品は、補助対象製品ごとに1台に限る。ただし、LED照明器具は、この限りでない。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に現に居住し、市の住民基本台帳に登録がされており、かつ、市税の滞納のない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者には、補助金は交付しない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助対象製品の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象製品ごとに補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額、その額が次の各号に掲げる補助対象製品に応じ当該各号に定める額を超えるときは当該各号に定める額）の合計額とする。

- (1) エアコン 50,000円
- (2) 冷蔵庫及びテレビ 30,000円
- (3) ジャー炊飯器及び電子レンジ 20,000円
- (4) LED照明器具 10,000円

3 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和5年7月1日から同年12月28日までの間に郵送又は持参の方法により市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象製品の購入日、購入店名、購入製品名及び購入費用が確認できる書類
- (3) 補助対象製品の型番号及び製品番号が確認できる書類
- (4) 市税の完納が証明できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、一の世帯において1回限りとする。

3 第1項に規定する申請に必要な書類の作成及び提出に要する費用その他同項に規定する申請に要する費用は全て申請者の負担とする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合で補助金の交付又は不交付を決定したときは、申請者に別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金を交付することの決定通知を受けた者は、補助金の交付を請求する場合は、市長に請求書を提出しなければならない。

(補助対象製品の管理等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して次の各号に掲げる補助対象製品に応じ当該各号に定める年数が経過するまでは、補助事業により取得した補助対象製品について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長に届出をせず補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) エアコン、冷蔵庫、ジャー炊飯器及び電子レンジ 6年

(2) テレビ 5年

(3) LED照明器具 10年

2 市長は、前項に規定する期限までに補助事業により取得した補助対象製品を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。